

## 霧島山の警戒区域への立入りに関する要領

### (目的)

第1 この要領は、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき霧島山の火山災害警戒地域に指定されている市町（以下「市町」という。）が、災害対策基本法（以下「法」という。）第63条第1項の規定に基づき霧島山に設定する警戒区域において、法第50条第1項第9号に掲げる災害応急対策としての警戒区域への立入許可を求める者に対し、市町への許可申請及び警戒区域への立入り等の際に必要な手続を規定することにより、手続の円滑化及び立入りの際の安全確保等を図ることを目的とする。

### (許可申請の対象となる災害応急対策の種類)

第2 法第50条第1項第9号の規定による許可の対象となる災害応急対策の種類は、原則として次に掲げるものとする。

(1) 別表1に掲げる研究機関等が行うもののうち、次のいずれかに該当する行為

ア 観測機器の保守点検

イ 火山防災、火山活動評価に資する調査・研究

(2) その他市町が必要と認めた作業等

2 前項の規定にかかわらず、立入許可の対象となる火山の噴火警戒レベルが3以上である場合は、原則として立入りを認めないものとする。

### (許可申請)

第3 申請者は、実施計画書（別紙1）に必要な事項を記入し、警戒区域を設定する市町が定める立入許可申請書と合わせて、立入りを希望する日の原則30日前（土日又は祝日を除く。）までに、当該市町に対して申請しなければならない。ただし、災害対応や天候の影響が見通せない等の理由により、30日前までの申請を行うことが難しい場合は、別途当該市町と協議を行うものとする。

2 前項の規定による申請があった場合は、市町は、申請の内容を審査し、その結果を申請者に対して通知するものとする。

### (警戒区域への立入り)

第4 許可者は、警戒区域に立ち入る際は、霧島山の警戒区域への立入りに関するルール（別紙2）に従って立入りを行なわなければならない。

2 許可者は、実施計画書に記載した作業予定日時を変更する場合は、許可を受けた市町へ事前に連絡しなければならない。ただし、作業予定日時以外の項目に変更が生じる場合は、当該市町と協議の上、必要に応じて再度実施計画書を提出し、許可を受けなければならない。

### (立入結果等の報告)

第5 許可者は、立入りを行った日から起算して30日以内に、別紙3により立入りを

実施した結果を市町へ報告しなければならない。

- 2 許可者は、前項の報告について、別途市町から追加の報告を求められた場合は、必要な対応を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 実施計画書

令和 年 月 日

申請者(所属・氏名) \_\_\_\_\_

本実施計画の作業者は、別紙2「霧島山の警戒区域への立入りに関するルール」の内容に従って行動します。

作業予定場所	※本計画書に作業予定場所を示した地図を添付して提出すること				
作業予定日時					
作業目的・ 作業内容					
移動経路 及び移動手段	※本計画書に移動経路図を添付して提出すること ※移動経路の起点及び終点(作業予定場所)については、緯度経度(又はUTM座標)を明記すること				
作業者	氏名	性別	年齢	所属	携帯電話番号 (代表者1名の携帯メールアドレス)
	(責任者)				
連絡方法					
その他・ 特記事項					
申請者の所属長(原則、旅行命令権者)	役職:	氏名:	電話番号:		

- 別紙2「霧島山の警戒区域への立入りに関するルール」を確認しました。
- 申請に当たっては、実施計画書に記載する所属長に対して実施計画書の内容を説明し、承認を得ています。

(該当する場合はチェックボックスに✓を記入)

### 霧島山の警戒区域への立入りに関するルール

霧島山の警戒区域への立入りに関するルールについて、以下のとおり定める。

- 天候及び最新の火山活動状況に留意すること。警戒区域への立入りに際しては、事前に気象庁HPにて最新の活動状況を確認すること。天候により山頂が視認できないときは、慎重に行動すること。
- 警戒区域へ立ち入る際及び外へ出る際には、別表2をもとに許可を受けた市町へ連絡を行うこと。ただし、立入許可の対象となる火山の噴火警戒レベルが2である場合は、許可を受けた市町及び火山活動を監視する鹿児島地方気象台へ連絡を行うこと。また、必要に応じて火山活動状況を同気象台へ確認すること。
- 警戒区域では、各自準備した腕章等を着用すること。また、ヘルメットや火山ガス警報器、ガスマスク等を携行するほか、状況に応じて自らの身の安全を図るための最大限の対策を施すこと。
- 警戒区域に滞在できる時間は、原則として許可を受けた市町の開庁時間内とし、立入り及び作業は複数人で行うこと。滞在中、衛星携帯電話及び携帯電話を持参し、通話可能圏域であるか否かを常に確認すること。
- 新たな場所から噴気が発生するなど、噴気活動に異常が認められる場合は、速やかに退避すること。また、許可を受けた市町及び火山活動を監視する鹿児島地方気象台へ異常について報告すること。
- 許可を受けた市町又は火山活動を監視する鹿児島地方気象台が退避の必要性を判断し、その旨の連絡を受けた時には、速やかにその指示に従うこと。

## 実施結果報告書

令和 年 月 日

実施者(所属・氏名) \_\_\_\_\_

作業実施場所	※本報告書に作業場所を示した地図を添付して提出すること				
作業実施日時					
作業目的・ 作業内容					
作業結果・ 作業成果					
移動経路 及び移動手段	※本報告書に移動経路図を添付して提出すること ※移動経路の起点及び終点(作業予定場所)については、緯度経度(又はUTM座標)を明記すること				
作業 者	氏名	性別	年齢	所属	携帯電話番号 (代表者1名の携帯メールアドレス)
	(責任者)				
その他・ 特記事項					

## 火山関連研究機関等一覧

番号	機関等名
1	国立大学法人及びその附属研究機関
2	公立大学法人及びその附属研究機関
3	学校法人（私立大学）及びその附属研究機関
4	火山調査研究推進本部
5	地震調査研究推進本部
6	国土地理院
7	気象庁
8	海上保安庁
9	消防庁
10	国立研究開発法人防災科学技術研究所
11	国立研究開発法人海洋研究開発機構
12	国立研究開発法人産業技術総合研究所
13	国立研究開発法人情報通信研究機構

## 申請書等の提出先及び立入りの際の連絡先

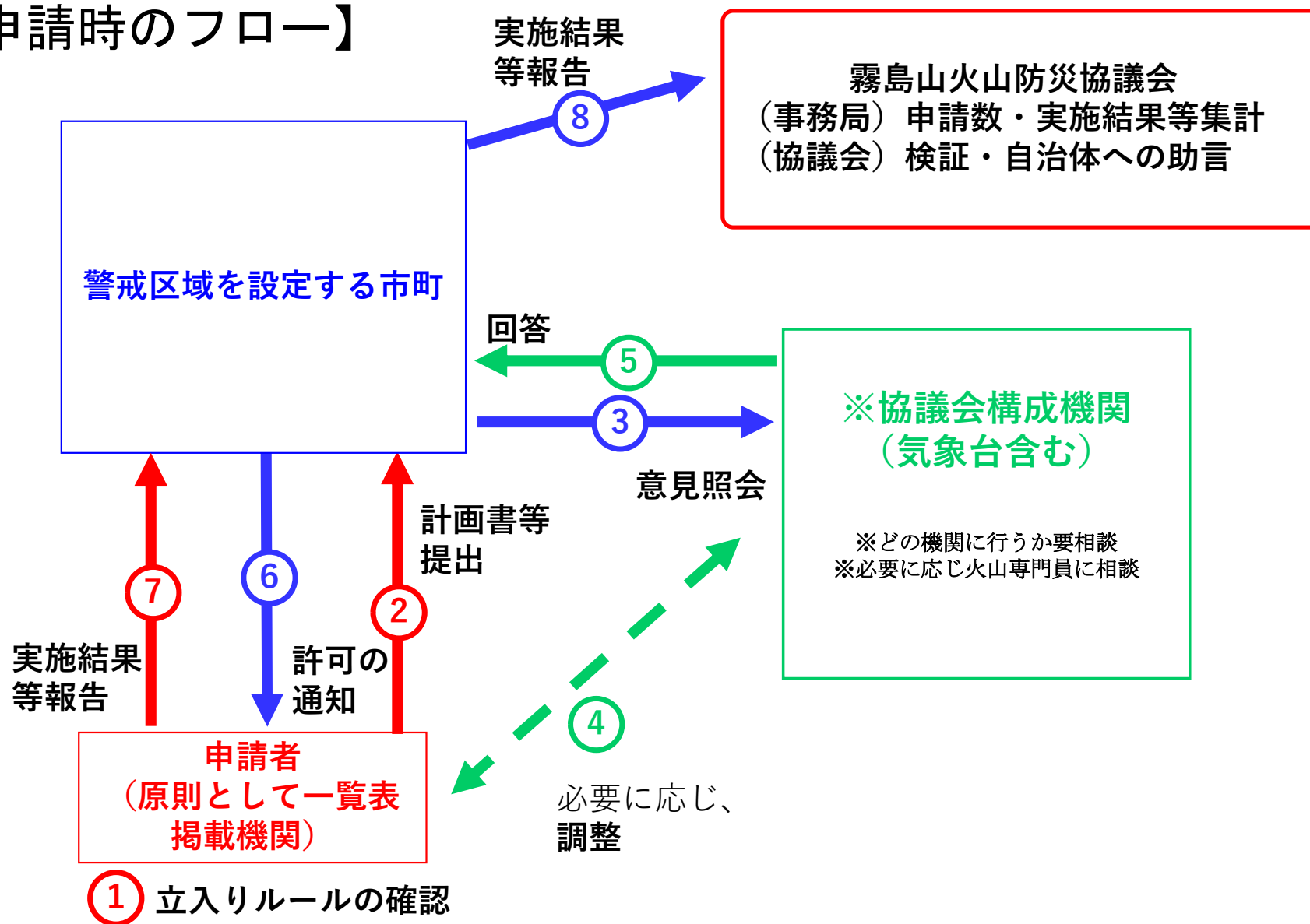
霧島山において、警戒区域への立入りのために申請書等を提出する場合は、立入りを希望する警戒区域に応じて、以下の一覧表のうち対象となる市町の提出先へ提出すること。

また、警戒区域へ立ち入る際及び外へ出る際には、許可を受けた市町へ連絡を行うこと。

ただし、立入許可の対象となる火山の噴火警戒レベルが2である場合は、許可を受けた市町及び火山活動を監視する鹿児島地方気象台へ連絡を行うこと。

機関名	提出先	連絡先
都城市	kikikanri@city.miyakonojo.miyazaki.jp	0986-23-2129
小林市	k_kikikanri@city.kobayashi.lg.jp	0984-23-1175
えびの市	kichi-bousai@city.ebino.lg.jp	0984-35-1119
高原町	soumu@town.takaharu.lg.jp	0984-42-2112
霧島市	anshin@city-kirishima.jp	0995-64-0997
湧水町	bousai@town.yusui.lg.jp	0995-74-3111
鹿児島地方気象台		099-250-9916

# 【許可申請時のフロー】



# 【立ち入り時のフロー】

